

第3 障がい者計画（障がい者福祉の充実）

I 計画の施策・事業体系

《施策》		《事業》	
（大項目）	（小項目）	（事業名）	
1 計画の改定等と推進	(1) 計画の改定等と推進	① 「健康福祉総合計画2022 第2次改定」の推進（第1 地域福祉計画」参照） ② 「障がい者（児）計画（障がい者計画）・（障がい福祉計画（第5期））・（障がい児福祉計画（第1期）」の推進と次期計画の策定	
	2 障がい者を支える環境づくり	(1) 障がい者の権利保障	① 障がい者差別解消の取り組み ② 障がい者虐待防止の取り組み ③ 権利擁護センターみたかの運営の充実（「第1 地域福祉計画」参照） ④ 投票環境の向上
		(2) 「コミュニティ創生」による「共に生きる」地域づくり	① 地域ケアネットワーク推進事業の充実と発展（「第1 地域福祉計画」参照） ② 災害時避難行動要支援者支援事業の推進（「第1 地域福祉計画」参照） ③ 避難所運営体制の強化
3 相談機能の充実と障がい者の視点に立った支援体制の確立	(3) バリアフリーのまちづくり	① バリアフリーのまちづくりの推進（「第1 地域福祉計画」参照） 《主要》② 心のバリアフリーの推進（「第1 地域福祉計画」参照） ③ 市ホームページのウェブアクセシビリティの向上 ④ ソーシャルメディアやスマートフォン等の普及を見据えた情報提供のあり方の検討 ⑤ 広報・啓発活動の充実 ⑥ 地域住民の理解促進	
	(1) わかりやすい情報提供	① わかりやすい情報提供の充実 ② ライフステージに切れ目なく支援をつないでいく体制の整備 ③ 「障がい者のためのしおり」のさらなる活用	
	(2) 相談機能の充実	① 基幹相談支援センターの円滑な運営と充実 ② 障がい者ケアマネジメント体制の推進 ③ 誰もがアクセスできる・アクセスしやすい相談窓口の整備	
	(3) 福祉サービス利用者への支援	① 福祉サービス利用援助事業の推進 ② 適切な福祉サービス利用と利用者ニーズの把握に向けたモニタリングの推進	

4 社会参加と交流の推進	(1) 障がい者の社会参加の促進	<ul style="list-style-type: none"> ① 高齢者や障がい者のスポーツ機会の充実 ② 社会参加の条件整備 ③ 利用しやすい移動手段の確保 ④ コミュニケーション支援の充実 ⑤ 文化芸術活動の推進
	(2) 障がい者の就労の推進	<p>《主要》 ① 障がい者の一般就労の推進</p> <p>《主要》 ② 雇用側への積極的な働きかけ</p> <p>《主要》 ③ 福祉的就労の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ④ 就労後の支援の充実と生活支援を含めた関係機関の連携 ⑤ 市における雇用・就労体験の機会充実
	(3) 交流の推進	<ul style="list-style-type: none"> ① 支え合う意識づくり ② 福祉教育の推進 ③ 図書館利用における高齢者・障がい者等への支援
5 地域における自立生活の支援	(1) 障害者総合支援法の適切な運営の支援	<ul style="list-style-type: none"> ① 障がい者自立支援事業の推進 ② 障害者総合支援法の見直しへの対応 ③ 障がい者等に関する調査の実施
	(2) 障がい者（児）の自立生活支援	<ul style="list-style-type: none"> ① 北野ハピネスセンターの効果的な運営 ② 地域生活支援拠点の整備 ③ 家族支援の充実 ④ 発達障がい者、高次脳機能障がい者、難病患者等に対する支援 <p>《主要》 ⑤ 障がい者（児）の自立生活支援に向けた地域移行・地域定着支援の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ⑥ 退院・退所後の居場所の確保 ⑦ 高齢者・障がい者入居支援・居住継続支援事業の推進（「第1 地域福祉計画」参照） ⑧ 精神障がい者施策の充実 ⑨ 高齢障がい者への支援
	(3) 障がい児の生活支援	<p>《主要》 ① 発達障がい児等の支援体制の充実</p> <p>《主要》 ② 「育てにくさ」への支援</p> <p>《主要》 ③ 子ども発達支援センターの機能の充実</p> <p>《主要》 ④ 障がい児等の療育支援の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ⑤ 障がい児福祉サービス等の充実 ⑥ 重症心身障がい児対象児童発達支援の充実 ⑦ 医療的ケア児への支援体制の充実 ⑧ 障がい児等に対する子育て支援施設等の保育力向上

第2部 各論

第3 障がい者計画（障がい者福祉の充実）

6 自立支援のための基盤整備とサービスの質の確保	(1) 施設整備の推進	<ul style="list-style-type: none"> ① 福祉センター・総合保健センター等の集約による機能の充実（「第1 地域福祉計画」参照）
	(2) 障がい者福祉施設の充実	<p>《主要》</p> <ul style="list-style-type: none"> ② 障がい者福祉施設の整備
	(3) サービスの質と人財の確保	<ul style="list-style-type: none"> ① 障がい者グループホームの設置の支援 ② 民間障がい者施設への支援 ① 障がい者を地域で支える担い手の確保 ② 第三者評価事業の推進と支援（「第1 地域福祉計画」参照） ③ 社会福祉法人に対する指導監査の充実（「第1 地域福祉計画」参照） ④ 障害福祉サービス事業者等に対する指導検査の充実 ⑤ 居住系サービスを中心とした事業者連携体制の構築
7 推進体制の整備	(1) 計画の推進体制	<ul style="list-style-type: none"> ① 障がい者地域自立支援協議会の運営の充実 ② 関連個別計画との連携・整合
	(2) 関係機関等との連携	<ul style="list-style-type: none"> ① 保健・医療・福祉・教育等の縦横連携の強化 ② 福祉総合案内の充実（「第1 地域福祉計画」参照） ③ 関係団体等との連携による施策の充実（「第1 地域福祉計画」参照）

《主要》…市政全体の運営方針である「第4次三鷹市基本計画 第2次改定」の主要事業にあたる事業については、《主要》と表記しています。

【参考】…「第4次三鷹市基本計画 第2次改定」の中の他分野で主に事業内容を掲載している事業については、【参考】と表記しています。

Ⅱ 主な事業の内容

1 計画の改定等と推進

「だれもが障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し支え合いながら共生できるまち」の実現を目指し、障害者基本法に基づく「障がい者計画（本計画）」を策定し、障がい者施策の基本的な方向と達成すべき目標を示します。

計画の策定にあたっては、障害者総合支援法に基づく「障がい福祉計画」及び児童福祉法に基づく「障がい児福祉計画」における障害福祉サービスの見込量や、これまでの取り組みの成果や課題、制度改正の内容やその施行状況等を踏まえたものとしします。

また、計画の推進のため、行政や市民、各種団体等それぞれが役割を担い、多様なネットワークを構築・発展させながら施策を実施していくための連携を図っていきます。

（1）計画の改定等と推進

- ① 「健康福祉総合計画 2022 第2次改定」の推進
（第1 地域福祉計画（地域福祉の推進）1－（2）－①参照）
- ② 「障がい者（児）計画（障がい者計画）・（障がい福祉計画（第5期））・（障がい児福祉計画（第1期））」の推進と次期計画の策定
「障がい者等実態調査」の結果等を踏まえ、策定した「障がい者（児）計画」の計画的な推進を図ります。次期計画の策定にあたっては、障がい当事者をはじめとする幅広い市民の参加を図りながら検討を進めるとともに、計画の進捗状況の分析・評価と必要な見直しを適切に行います。

2 障がい者を支える環境づくり

障がい者があたり前に社会参加し、住み慣れた地域で生活ができるよう、障がい者を取り巻く物理的バリア、制度的バリア、情報のバリア、心のバリアを取り除き、バリアフリーのまちづくりを推進します。

また、地域におけるボランティア活動等地域住民の自主的な支え合いの活動を支援し、「共に生きる」地域づくりに努めるとともに、災害時の避難や安否確認等、地域ぐるみの防災対策や支援体制づくりを推進します。

（1）障がい者の権利保障

- ① 障がい者差別解消の取り組み
平成28年4月に施行された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」の理念・趣旨等を正しく理解し、「三鷹市職員の障がいを理由とする差別解消推進対応要綱」を踏まえた知識を習得し、職場での実践を図るために、市職員に対する研修を進めます。
また、差別解消に向けて、リーフレットの配布や、障がいについての講座や勉強会などを通じて、市民・事業者等への周知・啓発を進めます。

② 障がい者虐待防止の取り組み

障がい者が個人の尊厳を保ち、住み慣れた地域で生活ができるよう、基幹相談支援センターに併設している障がい者虐待防止センターを中心に虐待防止の啓発に努めるとともに、障がい者に対する虐待を発見した場合等における関係機関とのさらなる連携の強化・緊密化により、速やかな問題の解決に取り組みます。

③ 権利擁護センターみたかの運営の充実

（「第1 地域福祉計画（地域福祉の推進）4－（2）－①」参照）

④ 投票環境の向上

平成25年6月の公職選挙法一部改正及び、平成28年4月の障害者差別解消法の施行を踏まえ、関係機関等と連携した障がい者の投票環境の向上に努めます。

（2）「コミュニティ創生」による「共に生きる」地域づくり

① 地域ケアネットワーク推進事業の充実と発展

（「第1 地域福祉計画（地域福祉の推進）2－（2）－①」参照）

② 災害時避難行動要支援者支援事業の推進

（「第1 地域福祉計画（地域福祉の推進）2－（2）－②」参照）

③ 避難所運営体制の強化

災害発生後、速やかに避難所の開設と円滑な運営が行えるよう、「避難所運営連絡会」を随時開催するとともに、避難所開設・運営訓練の実施と検証により、避難所運営マニュアルの見直しを行います。

要介護度や障がいの程度などから避難所での生活が困難な方については、三鷹市地域防災計画に基づき、福祉避難所に指定している福祉拠点への入所を要請することとしています。引き続き、福祉避難所の収容人数拡充を図るため、市内の民間福祉施設との災害時応援協定の締結による福祉避難所指定を推進し、福祉避難所の拡充に努めていくとともに、各施設の特性を踏まえて、福祉避難所の運営マニュアルを整備していきます。

（3）バリアフリーのまちづくり

① バリアフリーのまちづくりの推進

（「第1 地域福祉計画（地域福祉の推進）3－（1）－①」参照）

② 《主要事業》心のバリアフリーの推進

（「第1 地域福祉計画（地域福祉の推進）3－（2）」参照）

③ 市ホームページのウェブアクセシビリティ^{（注1）}の向上

JIS規格の改正を踏まえて策定した「三鷹市ウェブアクセシビリティ方針」に基づき、誰もが必要な情報を支障なく利用できるよう、引き続きウェブアクセシビリティの維持・向上に努めます。また、利用者ニーズの変化や新たな技術開発等を注視しつつ、より一層誰もが使いやすいデザインの採用、直感的な操作や新たなデバイスへの対応などを検討します。

（注1）ウェブアクセシビリティ：高齢者や障がい者といった、ホームページ等の利用になんらかの制約があったり、利用に不慣れな人々を含めて、誰もがホームページ等で提供される情報や機能を支障なく利用できることです。

- ④ ソーシャルメディア^{（注2）}やスマートフォン等の普及を見据えた情報提供のあり方の検討
平成27年12月から公開しているホームページのスマートフォン専用サイトの検証・改修を行うとともに、引き続きソーシャルメディア等の新しいメディアや情報通信機器を活用した市政情報の発信の充実等を検討します。

（注2）ソーシャルメディア：個人が発信する情報が不特定多数の利用者にインターネットで提供され、閲覧した利用者は意見や質問等を返すことができます。ブログ等が該当します。

- ⑤ 広報・啓発活動の充実

障がいなどにより援助を必要とする人が携帯し、緊急時などに必要な支援や配慮を周囲の人にお願ひするための「ヘルプカード」の適切な配布を行うとともに、市報や公共交通機関への広告や、小・中学校との連携などにより、市民へのさらなる周知・普及に努めます。「ヘルプマーク」についても、さらなる周知、普及を図るため、活用方法について検討します。

また、障がいの特性やサポート方法をまとめた市民向けリーフレットなどを活用して、外見からはわかりにくい障がい（聴覚障がい、内部障がいなど）について周知を図るとともに、市民後見人など関係者への啓発を積極的に行います。

- ⑥ 地域住民の理解促進

みたかスポーツフェスティバルや心のバリアフリー推進事業などで地域の子どもがかかわるきっかけづくりを進めるとともに、東京2020オリンピック・パラリンピックを一過性のスポーツイベントとして終わらせるのではなく、大会終了後も障がい者への理解が一層進むよう、地域住民の理解を促進するための活動を積極的に行います。

また、地域ケアネットワークなどと連携し、発達障がいや高次脳機能障がい、難病等も含め、障がいについての講座や勉強会等を積極的に行い、相互理解と交流を進めていきます。

3 相談機能の充実と障がい者の視点に立った支援体制の確立

地域での生活を支える医療や福祉サービスを、必要な時に誰もが利用できるまちづくりをめざします。そのため、障がい特性やライフステージ（年齢にともなって変化する生活段階）に対応したわかりやすい情報提供の充実を図るとともに、身近な相談窓口の充実を図ります。

平成28年度に設置した基幹相談支援センター、市役所の相談窓口と各相談支援事業所、就労支援センター、権利擁護センター、地域包括支援センター等の機関を中心に、ケースワーカー、相談支援専門員、障がい者相談員、ケアマネジャー、ボランティア、民生・児童委員等との連携により地域の相談支援ネットワークを確立し、市民の身近で相談・支援できる体制の整備を推進します。

また、成年後見制度の利用の促進、普及を図ることにより、障がいのある人の権利を守り、地域で安心して生活できる仕組みづくりを推進します。

（1）わかりやすい情報提供

① わかりやすい情報提供の充実

障がい者やその家族からの多様な情報の提供に対する要望は強く、必要な情報が的確に伝わり、誰もが必要な情報を入手することができるよう、個々の障がい特性に配慮した方法によって情報提供を行います。

福祉に関する市政情報やサービス情報の提供に際しては、ICT（情報通信技術）の発達と普及を踏まえ、携帯情報ツールやインターネット等を活用した方策を推進します。

また、利用者の立場に立ち、福祉サービス等の情報がわかりやすく確実に届くように努めます。

例えば、地域での暮らしを具体的にイメージできるような情報発信の方法について検討するとともに、市役所の窓口対応においては、ルビを振り、絵や図を使った資料の活用、筆談や読み上げ等により理解を助けます。

② ライフステージに切れ目なく支援をつないでいく体制の整備

ライフステージに対応した福祉サービス等の情報を、障がい当事者や家族の立場に合わせて、わかりやすく提供できるように努めます。特に、ステージの移行期には課題が顕在化しやすいことを踏まえ、子ども・成人・高齢者の制度のつなぎの相談に対応する事業者を育成するとともに、公的機関を含めた各事業所で情報共有できるようにすることで、ライフステージによって支援が分断されない仕組みをつくります。ライフステージに切れ目なく、障がいの特性に応じたサービスを提供できるよう、障がい当事者や支援者が積極的に参画できる機会をつくります。

また、学校卒業後（18歳以降）の支援を充実させるため、生活介護事業所や就労支援事業所での活動が終了した後の居場所・過ごし方について検討を進めます。

③ 「障がい者のためのしおり」のさらなる活用

「障がい者のためのしおり」を、障害者手帳の交付時に配布するだけでなく、当事者・支援者が立ち寄りやすい機会が多い医療機関の待合室や、多くの人の目に触れる場所への設置などを検討し、配布機会を拡大します。

また、障がい種別ごとに必要な情報をまとめたリーフレットの作成及び視覚障がい者に対しては、点字版の作成を検討します。

（2）相談機能の充実

① 基幹相談支援センターの円滑な運営と充実

地域の相談支援の拠点として、総合的な相談業務を行うとともに、発達障がい、高次脳機能障がい等の専門相談、虐待対応、相談支援専門員の育成・資質向上、地域移行のコーディネーター等多様な業務、地域の実情に応じた体制を整備することを目的として、平成28年4月に開設した基幹相談支援センターの円滑な運営を進めます。

運営に関しては、基幹相談支援センターが担っている市内相談機関等のつなぎ役・リード役などの役割・機能を充実させ、相談支援の取り組みを進めます。

また、障がい者地域自立支援協議会と連携し、指定特定相談支援事業者の拡充をはじめとした相談支援体制の強化を図ります。

② 障がい者ケアマネジメント体制の推進

地域でサービスを必要としている障がい者に対して、総合的な相談支援を実施し、サービス等利用計画を作成、管理することにより、サービスの利用を支援します。

障がい者本人の意向や要望を最大限尊重しながら、一人ひとりの生活に必要な福祉・保健・医療・教育・就労等の多様なサービスを総合的に提供するために、個々人のケアに関する計画を作成し実施する、障がい者ケアマネジメント^(注3)体制の整備を検討します。

(注3) ケアマネジメント：援助を必要としている人に対して、地域の様々な社会資源、サービス等の提供を管理し、ニーズを満たすようにする方法。

③ 誰もがアクセスできる・アクセスしやすい相談窓口の整備

分野にかかわらず、まず「受け止める」相談窓口を充実させます。

また、相談窓口を利用しやすくなるよう、「障がい者のためのしおり」に市内の相談支援機関のマップを掲載します。

(3) 福祉サービス利用者への支援

① 福祉サービス利用援助事業の推進

知的障がい者、精神障がい者等に対し、基幹相談支援センターを中心に、成年後見制度の利用支援や福祉サービス利用援助事業（地域福祉権利擁護事業）を推進し、より利用しやすい方策等についても検討していきます。

② 適切な福祉サービス利用と利用者ニーズの把握に向けたモニタリングの推進

サービス等利用計画の作成支援を通じ、障害福祉サービスを必要としている方に適切な支援が行き渡るよう取り組むとともに、サービス等利用計画の定期的な評価（モニタリング）により、的確なニーズ把握に努めます。

4 社会参加と交流の推進

障がいの有無にかかわらず、一人ひとりが住み慣れた地域でいきいきとした生活を送ることができるよう、就労をはじめ、外出の支援、交流等により社会参加の支援・促進に努めます。

特に就労については、関係機関や事業所等との連携による就労支援ネットワークを充実させ、障がい者自身のニーズや就労能力に応じた多様な雇用・就業機会の確保に努めます。

また、障がい者と地域住民との相互理解を深めるため、障がい者施設の開放を含め地域交流・世代間交流を充実し、地域の中で支え合う環境づくりに努めます。

(1) 障がい者の社会参加の促進

① 高齢者や障がい者のスポーツ機会の充実

高齢者や障がい者がスポーツする機会を充実させるため、健康・福祉分野と連携した取り組みを進めるとともに、スポーツ施設におけるバリアフリー化を進める他、大学等と連携したサポート体制の取り組みについて検討します。

② 社会参加の条件整備

障がい者の自立と社会参加の促進を図るために、引き続きガイドヘルパーの派遣や文化スポーツ活動への参加を推進し、バリアフリーのまちづくりをはじめとした参加の条件整備を図ります。

③ 利用しやすい移動手段の確保

外出機会の創出を図るため、市内の交通不便地域において、コミュニティバスを運行しています。また、引き続き、市内で運営されている福祉有償運送事業者（NPO 法人みたかハンディキャブ）への支援を行うとともに、公共交通機関の利用が困難な障がい者に対して福祉タクシー券（助成券）を配布し、移動手段の確保に取り組みます。

④ コミュニケーション支援の充実

手話通訳者、要約筆記者、読み書き支援員等を派遣し、意思疎通の円滑化を図り、社会参加の機会を創出します。

⑤ 文化芸術活動の推進

障がい者作品展の開催や、図書館サービスの充実等を通じ、自己実現を図れるよう活動のための環境づくりを推進していきます。

（2）障がい者の就労の推進

① 《主要事業》障がい者の一般就労の推進

障がい者就労支援センター「かけはし」を、市内の就労支援ネットワークの拠点として位置付け、ハローワーク、就労支援事業所等との連携のもと、一般就労をめざす障がい者に対し、就職準備、求職活動、職場定着等の段階ごとに、障がいの種別に応じた継続的な支援を行うとともに、障がい者自身のニーズや就労能力に応じた多様な雇用・就業機会の確保に努めます。

就労に向けた支援を充実させるため、教育からの連携ができる就労支援策や、事例検討会などを通じて就労支援の理解者や担い手を増やす取り組みを検討します。

② 《主要事業》雇用側への積極的な働きかけ

雇用者向けのパンフレットを作成するなどして、様々な雇用事例や補助制度等についての情報を、障がい者就労支援センター「かけはし」などを通じて雇用側に積極的に伝えていくことで、雇用側の不安を払しょくするよう努めます。

商工会等と連携し、雇用経験のある企業が、仕事や雇用の仕方などの経験を地域の中で話せる機会や、雇用側と働く側の経験交流ができる機会を設けて、障がい者雇用の促進に向けた取り組みを推進します。

③ 《主要事業》福祉的就労の充実

障がい者の就労には、本人が生きがいややりがいを持って働き、自己実現を図っていくことができるよう、障がい者就労支援施設への運営費補助を継続するなど、福祉的就労の場の充実を図ります。

また、障がい者施設等自主製品開発販売ネットワーク事業「星と風のカフェ」を中心に、障がい者施設のネットワークの構築を推進し、障がい者の工賃及び勤労意欲の向上に取り組みます。

④ 就労後の支援の充実と生活支援を含めた関係機関の連携

就労後の職場定着を支援するため、障害者就労支援センター「かけはし」を中心に、障がい者、家族、企業への助言など就労後の支援をきめ細かく行うとともに、ハローワークをはじめとした就労支援機関のほか、障がい者相談支援センター等の相談支援機関と連携し、個々の障がいに合わせた就労支援と生活支援の連携強化を図ります。

また、就労定着支援をどこが担い、地域でどのような体制をつくっていくか検討します。

⑤ 市における雇用・就労体験の機会充実

福祉的就労から移行して一般就労をめざす障がい者を対象に、市役所における就労体験の場を提供し、就労支援の充実を図るとともに、引き続き障がい者の雇用促進に向けた取り組みの推進に努めていきます。

（3）交流の推進

① 支え合う意識づくり

住み慣れた地域で安心して健康で暮らしていくうえで、地域の人々がお互いに助け合うことが欠かせません。そのためには、お互いを支え合うことが大事だという意識が地域の人々の間に広く、深く浸透している必要があります。その意識づくりの仕組みを検討します。

② 福祉教育の推進

障がいや障がい者に対する差別や偏見をなくし、障がい者の地域での自立した生活と社会参加の促進が図られるよう、「ノーマライゼーション」^(注4)や「インクルーシブ教育」^(注5)の理念の一層の定着を図るため、教育委員会と連携し福祉教育を推進します。

（注4）ノーマライゼーション：障がいのある人を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活を送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそノーマルであるという考え。

（注5）インクルーシブ教育：障がいのある人と障がいのない人が、ともに学ぶこと。インクルーシブとは「包括的な」「包み込む」という意味。

③ 図書館利用における高齢者・障がい者等への支援

図書館の利用に様々な理由で困難がある市民へのサービスを検討し、図書館サポーター等のボランティアの協力も得て推進します。

5 地域における自立生活の支援

障がい者が、障害福祉サービスをはじめ保健・医療サービス等様々なサービスを利用しながら自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、サービス等利用計画によって、個々の障がい者に合わせた支援の内容やあり方、方法を検討し効果的なサービス提供を進めます。

また、障がいの種別や程度に関わらず地域において自分らしく暮らすことができるよう、多様な日中活動の場や、居住の場の確保を推進するとともに、空き家等対策事業などとの連携による場の確保についても検討を進めます。

（1）障害者総合支援法の適切な運営

① 障がい者自立支援事業の推進

② 障害者総合支援法の見直しへの対応

障がい者が住み慣れた地域で、地域社会の構成員として自立して生活ができるよう、市民、事業者、関係団体等と連携して、障がい者自立支援事業を推進することにより、生活や活動の場及び支援システムの整備を推進します。

また、平成30年4月の障害者総合支援法の改正等を踏まえた、新たな制度への適切な対応に努めます。

③ 障がい者等に関する調査の実施

障がい者等へのきめ細かなサービス提供に資するため、障害者手帳の保持者のみならず、自立支援医療（精神通院）受給者や、精神科病棟等の長期入院者、障がい者施設入所者等を対象とした実態調査に取り組みます。

（2）障がい者（児）の自立生活支援

① 北野ハピネスセンターの効果的な運営

平成30年4月より、さらなる利用者サービスの質の向上と効率的な運営を図るため、施設の管理運営を指定管理者に移行し、生活介護事業の充実のための新たなサービス（給食・入浴サービス等）の提供を行っています。

また、今後は障害福祉サービスのニーズ等を踏まえ、より効果的なサービス提供が可能となるよう施設の有効活用を進めます。

② 地域生活支援拠点の整備

障がい者の施設や病院からの地域移行を進めるとともに、障がい者の高齢化・重度化や「親亡き後」の問題に対応するため、障がい福祉計画の策定における国の基本方針に基づき、地域生活支援拠点を整備します。

地域生活支援拠点は、相談支援事業所間のさらなる連携を図ることにより相談機能を充実させ、居住体験の機会や場の提供、緊急時に受入れ可能なショートステイの確保やコーディネート機能の充実など、障がい者が地域で生活するために必要な支援を、地域の支援機関等が連携して提供する面的な体制として、段階的な整備と充実を図ります。また、生活全般についての相談に24時間対応できる体制を検討します。

地域生活支援拠点の整備にあたっては、市内の様々な相談支援機関が、相談に対してどのような困りごとを抱えているかを調査し、地域生活支援拠点の活動に活かしていきます。

③ 家族支援の充実

障がい者施設・団体等との連携により介護者等からの相談対応体制の充実を図るとともに、家族や施設・団体職員等を対象とする研修、公開講座等の充実、情報提供、情報交換等活動支援を引き続き行っていきます。

また、家族介護者の介護負担軽減のため、レスパイト^{（注6）}目的のショートステイ・一時保護の拡充を図るとともに、在宅の重症心身障害児等へのレスパイト事業を進めます。

（注6）レスパイト：「休息」「息抜き」「小休止」という意味。在宅で介護を受けている障がいのある人が福祉サービスなどを利用している間、介護をしている家族などが一時的に休息をとれるようにする支援。

④ 発達障がい者、高次脳機能障がい者、難病患者等に対する支援

発達障がい者、高次脳機能障がい者、難病患者等の福祉と生活ニーズ等を適切に把握し、相談支援やサービス提供に基づく自立生活支援や社会参加を促進するとともに、発達障がい者、高次脳機能障がい者及びその家族を対象とした専門家による相談会の実施を進めていきます。

⑤ 《主要事業》障がい者（児）の自立生活支援に向けた地域移行・地域定着支援の充実

医療機関・福祉施設等との連携により、情報や課題を共有・検討することで、退院可能な精神障がい者や地域生活が可能な入所中の知的障がい者等の把握に努めるとともに、本人の意向等を尊重しながら、安心して退院・退所できる体制づくりなどの取り組みを通じ、長期入院・入所者の地域への移行を積極的に進めます。

退院・退所した方に対しては、相談や訪問、同行などの地域定着支援を進め、障害福祉サービスや、関係機関につなげるなどして、地域での生活を支えます。

また、入院当初より医療機関と連携することで、長期入院に至らないよう支援を丁寧に進めます。

⑥ 退院・退所後の居場所の確保

地域活動支援センターの機能向上などにより、日中の活動場所の確保を図ります。また、空き家の利活用に向けた検討を行うとともに、TOKYO チャレンジネット^{（注7）}の活用など、様々な支援策についての情報提供を積極的に行っていきます。

（注7）TOKYOチャレンジネット：住居を失い、インターネットカフェや漫画喫茶等で寝泊りしながら不安定な就労に従事する者や離職者に対して、生活支援・居住支援・資金貸付及び厚生労働省と連携した就労支援等のサポート事業を実施することにより、自立した安定的な生活を送れるようにすることを目的とした制度。

⑦ 高齢者・障がい者入居支援・居住継続支援事業の推進

（「第1 地域福祉計画（地域福祉の推進）3－（4）－①」参照）

⑧ 精神障がい者施策の充実

精神障がい者が地域で生活できるよう、指定相談支援事業者や関係機関と連携しながら、地域生活の継続が可能となるような支援体制の強化を図ります。

⑨ 高齢障がい者への支援

障がい者の高齢化に伴い、障害福祉サービスから介護保険サービス等、高齢者福祉サービスへの円滑な移行を図るとともに、必要に応じて障がいの特性を踏まえた障害福祉サービスが提供できるようにサービスの連携や情報提供等に取り組みます。

また、「地域共生社会」の実現に向けて、介護保険又は障がい福祉のサービスを同一の事業所で受ける「共生型サービス」について、国・都の動向を踏まえ、整備を検討するなど、当事者にとって適切な対応をしていきます。

(3) 障がい児の生活支援

① 《主要事業》発達障がい児等の支援体制の充実

発達に課題のある子どもとその家族に対し、子育て支援体制の充実を図りペアレントメンター^(注8)事業等の家族支援を進めるとともに、地域における理解の促進を図ります。

(注8) ペアレントメンター：自らも発達障がいのある子育てを経験し、かつ、相談支援に関する一定の研修等を受けた親のこと。

② 《主要事業》「育てにくさ」への支援

(「第6 子ども・子育て支援計画（子ども・子育て支援の充実）2－（2）－⑮」参照）

③ 《主要事業》子ども発達支援センターの機能の充実

(「第6 子ども・子育て支援計画（子ども・子育て支援の充実）2－（2）－⑯」参照）

④ 《主要事業》障がい児等の療育支援の充実

(「第6 子ども・子育て支援計画（子ども・子育て支援の充実）2－（2）－⑰」参照）

⑤ 障がい児福祉サービス等の充実

障がい児の各ライフステージで必要となる児童福祉法に基づく障がい福祉サービス（児童発達支援、放課後等デイサービス等）の支給決定を行います。特別支援学校の卒業後の就労に向けた支援を行います。

また、移動支援・緊急一時保護等のサービスや心身障がい者手当、医療費助成等の支給により負担の軽減を行います。

⑥ 重症心身障がい児対象児童発達支援の充実

医療的ケアの必要な障がい児を対象とする事業所と協力することにより、重症心身障がい児とその保護者の支援を充実させます。

⑦ 医療的ケア児への支援体制の充実

医療的ケア児^(注9)が日常生活を送るうえで必要な支援を充実させるため、保健、医療、障がい福祉、保育、教育など関係機関の連携につながる協議会の場において、支援体制の検討及び縦横の連携促進を進めます。

(注9) 医療的ケア児：医学の進歩を背景として、NICU（新生児集中治療室）等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な障がい児のこと。

- ⑧ 障がい児等に対する子育て支援施設等の保育力向上
（「第6 子ども・子育て支援計画（子ども・子育て支援の充実）2-（2）-⑱」参照）

6 自立支援のための基盤整備とサービスの質の確保

障がい者が、住み慣れた地域で自分らしく暮らすことができるよう、グループホームの設置を支援するとともに、障がい者が利用しやすい障がい者福祉施設の整備を図ります。

また、安心してサービスを選択し、利用することができるよう、サービス提供事業者の第三者評価事業の推進やサービスの担い手の育成により、サービスの質の確保・向上に努めます。

（1）施設整備の推進

- ① 福祉センター・総合保健センター等の集約による機能の充実
（「第1 地域福祉計画（地域福祉の推進）4-（1）-①」参照）

② 《主要事業》障がい者福祉施設の整備

調布基地跡地の土地利用計画において、三鷹市、府中市、調布市の三市共同で設置することとしている三鷹市担当分の障がい者福祉施設として、重症心身障害児（者）を対象とした施設を整備します。整備の検討にあたっては、今後の障がい福祉施策の動向とニーズ等を踏まえるとともに、建設・運営コストを抑制しつつ効果的な施設運営が行えるよう、施設内容、事業手法及びスケジュールについて三市の検討・協議を進めます。事業者選定にあたっては、公募提案方式を採用し、三市共同で事業者選定委員会を設置して事業者の評価・選定を行います。

（2）障がい者福祉施設の充実

① 障がい者グループホームの設置の支援

障がい者グループホームへの家賃及び施設借上費の補助を継続的に実施し、障がい者の地域社会の受け皿となるグループホームの利用定員の拡充を図ります。

② 民間障がい者施設への支援

特別支援学校等を卒業し、地域での受け入れが求められる障がい者が利用可能な施設を確保するため、入所・通所あるいは住まいの場となる民間障がい者施設建設計画への支援を行うなど、身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者等の日中活動の場、居住の場の確保に向けて、施設整備の支援を推進します。

（3）サービスの質と人財の確保

① 障がい者を地域で支える担い手の確保

引き続きヘルパー養成研修等の実施や、地域ボランティアの養成に努め、地域の福祉についての啓発など、障がい者を地域で支える担い手の確保に努めます。

また、処遇改善に関する課題や休職中の有資格者の活用等、ヘルパー不足の要因を分析し解消策等を検討しながら、必要に応じ国や東京都に提言していきます。

② 第三者評価事業の推進と支援

（「第1 地域福祉計画（地域福祉の推進）4－（3）－①」参照）

③ 社会福祉法人に対する指導監査の充実

（「第1 地域福祉計画（地域福祉の推進）4－（3）－②」参照）

④ 障害福祉サービス事業者等に対する指導検査の充実

障害福祉サービス事業者等に対する指導検査を適切に実施し、障害福祉サービス事業者等のサービス内容の質の確保及び自立支援給付費に係る費用等の支給の適正化を図ります。

⑤ 居住系サービスを中心とした事業者連携体制の構築

事業者連絡会の拡充により事業者間の連携を深め、複数の事業者による利用者支援体制を構築していきます。事業者連絡会で明らかとなった課題に応じた研修を実施し、事業者のスキルアップを図ります。

7 推進体制の整備

本計画を効果的、総合的に進めていくため、当事者、家族、支援者のネットワークをより充実するための支援を行うとともに、障がい者地域自立支援協議会を中心にして保健・医療・福祉・教育分野をはじめ、権利擁護、産業・就労、交通、住宅等関係団体等との連携の強化を図ります。

（1）計画の推進体制

① 障がい者地域自立支援協議会の運営の充実

障がい当事者をはじめとした市民、事業者、関係団体等幅広い分野の委員による、障がい者地域自立支援協議会では、障害者総合支援法に基づき「障がい福祉計画」及び児童福祉法に基づく「障がい児福祉計画」等の進捗状況を確認し、必要な施策の検討や、先進事例等の調査研究を行うなど、さらなる運営推進を図ります。

② 関連個別計画との連携・整合

地域福祉計画をはじめ、子ども・子育て支援計画や高齢者計画など、ライフステージに応じた個別計画との連携・整合を図るとともに、教育、スポーツ分野などの関連計画との連携、協働に取り組みます。

（2）関係機関等との連携

① 保健・医療・福祉・教育等の縦横連携の強化

障がい分野だけでなく、保健、医療、高齢者、保育、教育など様々な分野の関係機関の、連携・協力（横の連携）を強化し、早期発見・早期療育やリハビリテーション事業等、疾病や介護を要する状態にならないための予防医療や相談支援の充実に取り組む地域支援体制を確立するとともに、障がい者（児）のライフステージや状況に応じた切れ目のない支援（縦の連携）の提供に努めます。

これら関係機関ネットワークの構築については、障がい者地域自立支援協議会を活用し、様々な視点から施策の検討を行います。

また、保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置し、障がいのある人たちを支える様々な分野の担当者が定期的に顔を合わせ、情報や課題を共有・検討する機会をつくります。

② 福祉総合案内の充実

（「第1 地域福祉計画（地域福祉の推進）4－（2）－②」参照）

③ 関係団体等との連携による施策の充実

（「第1 地域福祉計画（地域福祉の推進）5－（2）－①」参照）